

## 西区社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年9月1日～令和7年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1： 令和7年8月までに、労働者の年次有給休暇の年間平均取得率を80%以上とする。
---

<取り組み内容>

令和5年8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和5年10月～ 年次有給休暇の取得促進のためのチラシを作成する。

令和5年11月～ 掲示等により全社員へ周知する。